

# ○印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業 入札参加資格審査委員会規程

平成23年1月28日

訓令第1号

改正 平成28年3月31日水企訓令第2号  
平成30年4月1日水企訓令第1号  
令和2年6月12日水企訓令第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、印旛郡市広域市町村圏事務組合が発注する建設工事、建設工事等に係る製造の請負、測量、調査、設計等の委託業務（以下「請負契約等」という。）に関する入札参加資格等の審査のため設置する印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業入札参加資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 一般競争入札等公募により参加業者を募集する競争入札に係る参加資格要件に関すること。
- (2) 競争入札（公募により参加業者を募集する競争入札を除く。）に係る入札参加業者の選定に関すること。
- (3) 競争入札に参加を希望する者の資格審査基準に関すること。
- (4) プロポーザル方式（随意契約の締結のため、公募又は指名の方法により複数の業者から当該随意契約に係る業務の実施に関する提案を求め、当該提案のうち最も優れた提案を行った業者を選定する方式をいう。以下同じ。）を実施することの適否に関すること。
- (5) 公募の方法によるプロポーザル方式に係る参加業者の参加資格要件に関すること。

- (6) 指名の方法によるプロポーザル方式を実施する理由及び当該方式に係る参加業者の選定に関すること。
- (7) プロポーザル方式により随意契約を締結する場合の契約の相手方となる者の選定に係る審査の体制に関すること。
- (8) 競争入札に係る入札参加資格者の抹消及び一時停止、指名停止等に関すること。
- (9) その他、請負契約等の入札に関し必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員長は水道企業部長とする。

- 2 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 部長、次長、技監、課長、主幹、課長補佐
  - (2) 印旛郡市広域市町村圏事務組合組織条例（昭和47年印旛郡市広域市町村圏事務組合第3号）第1条に規定する事務局の局長、次長、課長
- 2 前項の委員に事故があるときは、当該委員があらかじめ指定した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

- 3 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、会議に付議する必要がないと認めるとき又は緊急その他の事情により会議を開催することができないときは、書類の回議をもって会議に代えることができる。

(報告)

第7条 委員長は、会議の結果を速やかに管理者に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、業務課において処理するものとする。

(秘密の保持)

第9条 審査委員会の内容については、部外者に漏れないように秘密を保持するとともに、その取り扱いには十分に注意しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成23年2月1日から施行する。  
(印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業建設工事等指名業者選定審査会規程の廃止。)
- 2 印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業建設工事等指名業者選定審査会規程(昭和56年印旛郡市広域市町村圏事務組合訓令第1号)は、廃止する。

附 則(平成28年3月31日訓令第2号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日訓令第1号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月12日訓令第3号）

この訓令は、公布の日から施行する。